

議案第39号

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年墨田区条例第38号）の一部
を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を削る。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（支給審査委員会の設置）

第16条 区に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、墨田区災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

- 2 墨田区災害弔慰金等支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、墨田区災害弔慰金等支給審査委員会に関し必要な事項は、区長が定める。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議に係る審査会を設置するほか、所要の規定整備をする必要がある。